

高知県税規則の改正概要について

H22.1.22

高知県総務部税務課

○趣旨

平成 20 年 12 月議会において議決された「高知県税条例の一部を改正する条例（平成 20 年高知県条例第 50 号）」により、平成 22 年 4 月 1 日より継続検査に加え、構造等変更検査の際にも自動車税の納税証明書の交付することとなりました。

この条例改正に伴い、高知県税規則における自動車税の納税証明書に関する様式について構造等変更検査にも対応できるものとするとともに、所要の改正を行ったものです。

○改正様式

第 6 号様式の 4 の 2

第 6 号様式の 6

第 10 号様式の 4

第 11 号様式の 2

第 11 号様式の 4

第 11 号様式の 5

第 29 号様式の 2

第 35 号様式

第 35 号様式の 2

第 123 号様式の 3

第 124 号様式

第 125 号様式

○施行期日

平成 22 年 4 月 1 日